

管内にて昨年度から13件の野火が発生！ ～ 堤防付近での野焼きを行わないで下さい ～

酒田河川国道事務所で管理している最上川下流・赤川の河川敷や堤防法面等にて、昨年度から13件もの野火が発生しております。

発生原因のほとんどが野焼きの消し忘れや延焼によるものと推測されますが、野火により河川の堤防や水門等が被害を受けると、出水等による増水時に堤防が洗掘を受けたり、水門等の機器が正常に作動しないなど、治水上の機能を発揮出来なくなり、みなさんの生命・家屋等の財産へ被害が生じる恐れがあります。

堤防等の損傷は「河川法」に違反する行為です。今後も河川巡視及び地域住民等の通報により発見した悪質な不法行為に対しては、警察等関係機関の協力のもと直ちに原因者の特定に努めます。

酒田河川国道事務所では、最上川下流及び赤川の河川沿いに堤防や水門などの河川管理施設を管理・運用しています。

これらの施設は、大雨などにより最上川や赤川が増水したときに、住民の皆さんの生命・家屋等財産を守る重要な役割を果たしていますが、最近、河川敷等にて野焼きが原因と思われる野火が多発しており、野火によりそれら堤防などの施設への被害も発生しておりますので、堤防付近での野焼きを行わないで下さい。

昨年から管内で13件の野火が発生しており、特に春や秋の農繁期に発生の傾向が見られます。今後も、河川巡視の実施や地域住民・関係機関等と連携しながら、再発防止の呼びかけを実施して行きます。(CCTVカメラによる監視も行っております。)

※堤防等の河川管理施設を損傷させた場合、河川法上6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

【平成25年度から管内における野火発生件数】 ※別紙「管内野火発生箇所」を参照

○最上川水系 4件

○赤川水系 9件 計13件

(※平成26年度は10月2日現在、7件発生)



平成26年10月2日赤川左岸で発生した野火跡

<発表記者会> 酒田記者クラブ、鶴岡記者会、エフエム山形、酒田エフエム、(株)コミュニティ新聞社

【お問い合わせ先】

酒田河川国道事務所

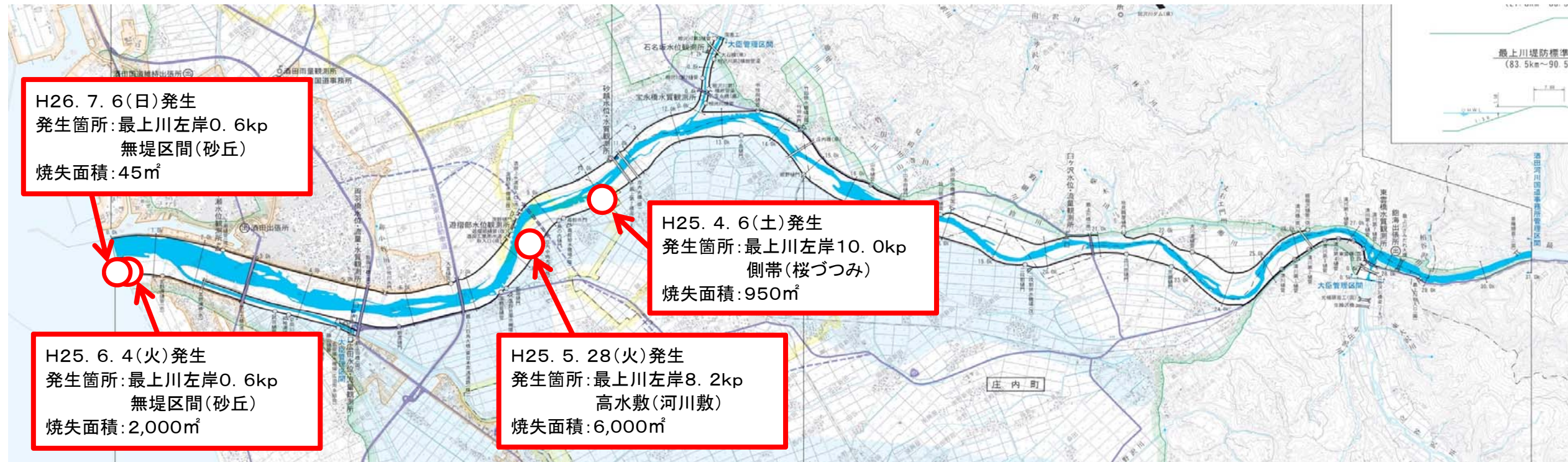
TEL0234(27)3331

副所長(河川担当) 森 禎一(もり ていいち)

河川管理課長 細川 和彦(ほそかわ かずひこ)

別紙:管内野火発生箇所

(最上川水系)



(赤川水系)

